

研修名	講師	期間	対象者	内容	その他 (平成 17 年度受講者数等)
新人研修	弁理士、特許庁担当官	平成 16 年度 春と秋の 2 回に分けて実施し、通算の研修時間は 102 時間。前期は 64.5 時間(座学集合研修 43.5 時間と e-ラーニング研修 21 時間)、後期は 37.5 時間(実務演習として座学が 15 時間、e-ラーニングが 22.5 時間)。	弁理士試験合格者及び会員	弁理士試験合格者を対象とした研修で、弁理士業務を行うに当たって必要な基礎知識の修得に重点をおいてカリキュラムを組んでいる。	平成 16 年度弁理士試験合格者向け 前期受講者 501 名 後期受講者 435 名
継続研修	弁理士、弁護士、裁判官	17 日。1 テーマについて複数回開催。東京、大阪。	会員	「審決取消訴訟の準備書面の作成演習」や「著作権業務研修」などのテーマで、複数回行う研修である。	延べ 829 名
会員研修	弁理士、弁護士、特許庁担当官、裁判官、大学教授	1 日。東京、大阪、名古屋。	会員	特許庁及び裁判所等に対する手続や、会員のスキルアップに関連する事項の研修。法律の改正や話題となっている問題などをカリキュラムとしている。	今後、e-ラーニング研修や国際研修の実施も予定している。延べ 1,777 名
特別研修	大学教授、弁理士、弁護士	不定(6 回)	会員	「MOT 入門」やパネルディスカッション「発明の進歩性」などの特別のテーマで行う研修である。	延べ 945 名
地域研修	弁護士、弁理士、	不定(11 回)東京、大阪、名古屋以外の各地	会員	地域在住の会員を対象とした研修である。	延べ 184 名
民法・民事訴訟法に関する基礎研修 (平成 14 年度から)	弁護士、大学教授	各 30 時間の研修。 東京、大阪。	会員	民法及び民事訴訟について会員に自己研鑽の機会を提供する。一例として、民法、民事訴訟法の基礎知識の取得を支援するために、能力担保研修の前段階としての民法・民事訴訟法の基礎研修を行っている。	延べ 84 名
民法・民事訴訟法に関する実力養成研修 (平成 16 年度から)	弁護士	各 18 時間の研修。 東京、大阪。	能力担保研修の研修生	能力担保研修の開始前に能力担保研修に必要な最低限の民法、民事訴訟法の重要事項を事例に基づいて修得し、能力担保研修の研修効率を向上させるとともに、その後の特定侵害訴訟代理業務に活用することを可能とさせる研修。	延べ 174 名
倫理研修 (平成 14 年度から)	弁理士(正副会長、倫理委員会委員)	不定(年 34 回)	登録年度別に全会員	弁理士会会則第 58 条に基づく「弁理士倫理」に関する研修である。弁理士倫理の徹底を図り、弁理士に対する社会の信用の維持・増大に務めることを目的としている。	5 年ごとは、延べ 835 名 新規登録時は、延べ 200 名
義務研修 (平成 13 年度から)	文化庁担当官、弁護士	不定(年 3 回)	会員	新規業務「著作権法」、「不正競争防止法」、「契約・仲裁」に対応する実務能力の滋養。	延べ 5 名
特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修 (平成 15 年度から)	弁護士、裁判官・主任書記官	総時間数は 45 時間、約 4 か月間にわたって隔週(週 1~2 回程度)。東京、大阪、名古屋等で開催。	取得に意欲を有する会員	弁理士が特定の能力担保研修を修了し、かつ、その効果確認のための試験に合格することにより、特定侵害訴訟代理権を取得することが可能(付記弁理士制度)。	415 名
先端技術研修 (平成 14 年度から)	大学教授・助教授、研究者	不定(年 4 回)	会員、事務所員	情報工学、バイオテクノロジー及びナノテクノロジーなど。	今後、e-ラーニング研修も予定。延べ 129 名
外部機関との合同研修	弁護士、弁理士	不定(年 1 回)	会員(弁理士) 弁護士	日本弁理士会と外部機関(弁護士会等)との間において、共通のテーマ等について、合同で研修を行うものである。	
独立行政法人工業所有権情報・研修館が実施する研修への弁理士の参加 (平成 13 年度から)	特許庁担当官、大学教授	不定(年 8 回)	審判長、審査官、会員	審査官・審判官向けに実施する先端技術、当事者系審判等に関する研修への弁理士の参加。	延べ 217 名
自主研修	弁理士、弁護士	複数回	会員	会員が「弁理士業務に関する研修」を自主的に企画した場合に、会員が自由に参加できること、10 人程度の参加が見込めること等を条件として、研修所がその企画の実現を支援する制度。	研修の実施主体はその研修を企画した会員。